

消防船，洋上補給船，揚錨船等の作業船に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編，P 編及び U 編

鋼船規則検査要領 B 編，C 編，P 編，Q 編，U 編及び V 編

改正事項

消防船，洋上補給船，揚錨船等の作業船に関する事項

改正理由

世界的なエネルギー需要の増加及び原油価格の高騰等を背景に，近年，海上における石油・ガス等の資源開発が活発に行われている。また，海洋資源開発は，以前に比べより深い海域，より沖合で行われるようになっており，海洋の石油・ガス等のエネルギー資源の開発及び生産を目的とした海底資源掘削船（MODU）や生産・貯蔵・積み出し設備を搭載した浮体式海洋石油・ガス生産，貯蔵，積出設備（FPSO）のような浮体施設等の建造だけでなく，これらへの物資輸送や現地での施設搭載，浮体の係留，設置工事等の作業に従事する船舶及びこれらの火災に対して消火作業を行う船舶の建造が増加している。

このような背景のもと，上述の作業に従事する消防船，洋上補給船，揚錨船等の作業船に関する技術要件及びこれらの船舶に対する船級符号への付記に関する規定の整備が関連業界から望まれていた。

業界からの要望に迅速に対応すべく，今般，消防船，洋上補給船，揚錨船等の作業船に対する技術要件及びこれらの船舶に対する船級符号への付記を規定した。

改正内容

- (1) 作業船として，浚渫船，クレーン船，曳航作業に従事する船舶（引船，オーシヤンタグ），押船，消防船，洋上補給船，揚錨船及び海底敷設作業に従事する船舶（海底ケーブル敷設船，海底パイプ敷設船）を定義し，それらの船舶に対する技術要件を鋼船規則 P 編等に規定した。
- (2) 鋼船規則 P 編の適用を受ける船舶の船級符号に，船舶の形式及び用途に応じた付記を付する旨規定した。
- (3) 作業船の船級検査に関する要件を鋼船規則 B 編に規定した。
- (4) 鋼船規則 V 編との整合を図り，満載喫水線に関する要件の一部を検査要領に移設した。